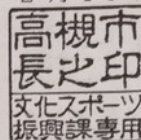


高槻市長 濱田 剛史



申請者	住所	569-0078 大阪府高槻市大手町3-46 高槻商工会議所内	利用者番号	300194
	氏名	一般社団法人 高槻青年会議所 皇甫 澄	電話番号	675-9374

次のとおり ☐ 使用内容の変更を許可します。
☐ 使用許可の一部の取消しを決定します。

許可済 の内容	許可番号	第 2019-003556-00 号
	使用施設 及び 使用日時	

変更又は 取消し 内容	変更又は取消し前		変更又は取消し後	
	1	附属設備		
			マイクロホンB CDプレイヤー 移動式スピーカー 高機能プロジェクター スクリーン	2本 1台 2台 2式 2式
変更又は 取消し 理由				

使用料		施設	附属設備
	変更又は取消し後の使用料(A)	89,030 円	54,430 円
	既納使用料(B)	60,750 円	0 円
	追加の金額	28,280 円	54,430 円
	不足額(A-B)	82,710 円	

高槻市立文化会館使用料領収書	
令和02年 2月18日 領収番号 2019004652	
一般社団法人 高槻青年会議所	様
次のとおり 令和02年 2月15日付け 第 2019-003556-01 号による 使用料を領収しました。	
領収額	82,710 円

領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

(教示)

1 公の施設を利用する権利に関する処分について
 この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市長を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

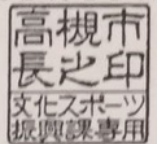
2 使用料の徴収に関する処分について

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に高槻市長を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

高槻市立文化会館使用許可書

第 2019-003556-00 号
令和01年12月23日

高槻市長 濱田 剛史



申請者	住所	569-0078 大阪府高槻市大手町3-46 高槻商工会議所内	利用者番号	300194
	氏名	一般社団法人 高槻青年会議所 皇甫 澄	電話番号	675-9374

次のとおり高槻市立文化会館の使用を許可します。

行事名称		高槻JC 2月例会			使用目的	(ホール)講演会・説明会・式典
	使用日	使用施設	使用時間	入場料金等	入場予定人数	使用料
1	令和02年2月14日(金)	大ホール	13:00~22:00		1,000人	施設 60,750円
2	令和02年2月14日(金)	集会室204号(楽屋)	13:00~22:00			
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

許可条件等 開場18:00 開演18:30 終演21:30

使用料	施設使用料合計	60,750円	高槻市立文化会館使用料領収書 令和01年12月23日 領収番号 2019003839 一般社団法人 高槻青年会議所 様 次のとおり 令和01年12月23日付け 第2019-003556-00号による 使用料を領収しました。 領収額 60,750円
	市外居住者加算額	0円	
	有料入場加算額	0円	
	冷房・暖房使用料	0円	
	附属設備使用料	0円	
	合計額	60,750円	

(教示)

- 1 公の施設を利用する権利に関する処分について
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。
- 2 使用料に関する処分について
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

No. 9-1890

領 収 証

一般社団法人高槻青年会議所 御中

令和2年 2 月 18 日

金 額

¥ 20,350-

但 増員技術者人件費

上記金額正に領収しました。

税 抜 額	18,500-	
消費税 10%	1,850-	
合計請求額	¥ 20,350-	



株式
会社

氏

〒541-0059 大阪市中央区博労町 1-4-10-202
TEL 06-6264-1539
FAX 06-6264-1559

係

